

平成27年6月25日  
関東森林管理局

### 関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

#### 指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所  
文化設備工業株式会社  
福島県福島市野田町5-5-6

2 指名停止期間 自 平成27年6月26日  
至 平成27年8月6日（6週間）

#### 3 指名停止の理由

文化設備工業株式会社は、福島県内及び茨城県内の民間の工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結していた。また、営業所に常勤して専らその職務に従事しなければならない3名の専任技術者を、複数の工事現場の専任技術者として配置し、従事させたことが、建設業法第28条第1項第6号及び同法第28条第1項本文の規定に違反するとして、建設業許可部局から営業停止及び指示処分を受けた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日59林野経第156号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当し、契約相手方として不相当であると認められるため。

#### 【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149  
担当：専門官